

霞ヶ浦野球場仮設事務所賃貸借 仕様書

1 設置場所

霞ヶ浦第3野球場（四日市市大字羽津甲地内）

用途地域：準工業地域

防火地域指定：なし

その他：法第22条区域、建築指導課及び公園緑政課と協議必要
緑地（霞ヶ浦緑地）

2 納入物件

仮設事務所 平屋建て 55㎡程度（詳細は、別紙1による。）

3 契約期間

契約締結の日から 令和7年9月30日まで

実施設計及び設置工事期間 契約日 ～ 令和6年8月31日

賃貸借期間 令和6年9月1日 ～ 令和7年8月31日

撤去期間 令和7年9月1日 ～ 令和7年9月30日

4 目的

霞ヶ浦第1野球場改修工事に伴う仮設事務所（以下仮設物件）として使用するために設置する。

5 業務内容

（1）仮設物件の設計に関すること

- ・一級建築士事務所登録をした本社または営業所を設置していること。
- ・仮設物件の配置等は別紙2に基づき協議により決定する。別紙1・2を基に関係者と協議し、仮設物件の設置に係る計画通知のほか必要な諸官署への申請が必要となる場合は、必要となる図面作成及び申請業務を行うこと。
- ・関係者と協議する中で、配置等に変更が生じた場合は建築法規を遵守して対応すること。
- ・設計にあたり、関係法令を遵守すること。

（2）仮設物件の設置に関すること

- ・仮設物件設置の際に霞ヶ浦緑地及び霞ヶ浦第3野球場内舗装を傷めないように配慮すること。
- ・第3野球場の舗装については、透水性コンクリート舗装自然石仕上げである。
- ・工事期間中は霞ヶ浦緑地及び霞ヶ浦第3野球場内において、安全な動線を確保するように努めること。ただし、やむを得ない場合は協議すること。
- ・仮設物件設置後、工事エリアとして借用していた場所については清掃して返却すること。

（3）仮設物件の賃貸借に関すること

- ・賃貸借期間における雨漏り、床の不陸等、構造に起因して生じた補修作業は、受注者において無償で

行うこと。

- ・発注者側の過失により、賃貸借物を破損した場合は、発注者が補修し、原状回復する。
- ・発注者は仮設物件の使用にあたって、使用期間中は善良な管理者の注意をもって保管使用し、他に譲渡、転貸及び担保の目的に供してはならない。ただし、受注者は霞ヶ浦緑地内運動施設を管理・運営する指定管理者が仮設物件を無償で使用することを認めるものとする。

(4) 仮設物件の撤去及び原状復旧に関すること

- ・使用期間終了後は、仮設物件を撤去し、解体材については速やかに敷地外に搬出し、関係法令に従い適切に処分を行うこと。
- ・仮設物件を撤去した場所については、発注者と受注者双方が十分に確認を行うとともに、受注者が清掃して返却すること。

6 霞ヶ浦運動施設管理職員等に対する安全の確保

仮設物件の工事に当たっては、霞ヶ浦運動施設管理職員等、出入りする全ての者に対し、安全を確保するための措置を講ずるものとする。

7 官公署等への手続き

- (1) 工事の建築基準法をはじめとした各種法令（条例を含む）上の手続き（確認申請、その他許可等申請関係）、消防への申請、水道・電気の申し込み等が必要となる場合は受注者の負担にて作成し遅滞なく届出を行うこと。
- (2) 上記各届出等の写しの一部を、工事着手する前に発注者に提出すること。
- (3) (1) に伴う法的に必要な設備等は、本市設計図書に記載が無くても包含施工するものとする。
- (4) 工事施工に必要な官公署、その他への手続き等は受注者の負担にて遅滞なく行うこと。
- (5) 申請等に係る手数料は受注者の負担とする。
- (6) その他発注者が各種法令（条例を含む）上の規定により自ら手続きを行わなければならないと定められている場合は、発注者は自ら各種法令（条例を含む）の手続きを行い、受注者は申請書類の作成補助及び図面等必要書類の提供を行うこと。その場合における官公署への申請等に係る手数料は発注者の負担とする。

8 解体材及び発生材処理

契約の履行によって生じた廃材等は受注者の責任において当該緑地内に放置することなく、速やかに、関係法令等に従い適切に処理すること。

9 仮設物件建設工事概要

- ・仮設物件の仕様については、別紙1による。
- ・各仕様について発注者の承認を受けた上で、同等の仕様に変更することができる。
- ・休憩室には、休憩室を使用する者に支障のない能力の空気調和設備を設置すること。
- ・仮設物件の外壁パネルについて硬質ウレタンフォームを内部に充填した $t=44\text{mm}$ 以上のパネル、天井パネルについては $t=30\text{mm}$ 以上とすること。
- ・仮設物件には別紙1の通り引き違い出入口（透明ガラス、カーテン設置）と引違い窓（透明ガラス、ブ

- ラインド設置)を取り付けること。尚、出入口には利用者に適したステップ(踏み台)を設置すること。
- ・仮設物件には照明器具・スイッチ・コンセント等の電灯設備を取り付けし、利用できるようにすること。
 - ・照明器具はLEDとすること。
 - ・電気の一部側引き込み工事は、発注者及び霞ヶ浦運動施設管理職員と協議した上で受注者は引き込み計画を作成すること。引き込み工事は施設を破損しないように注意すること。
 - ・給排水に係る工事については、発注者及び霞ヶ浦運動施設管理職員と協議した上で受注者は計画を作成すること。工事は施設を破損しないように注意すること。

10 協議

契約の履行に当たっては、四日市市並びに本体工事者等関係者と十分に協議すること。なお、協議の結果については、軽微なものを除き、その内容を発注者に報告し指示をあおぐこと。

11 入札時提出書類

以下の書類を入札の際に提出すること。

- (1) 工事工程表
- (2) 現場仮設計画図
- (3) 計画概要書

12 入札後提出書類

以下の書類を発注者の指示する日までに発注者へ提出すること。なお、当該書類の記載内容に変更が生じたときは、速やかに発注者へ連絡し、変更の書類を提出すること。

- (1) 11で提出した書類(入札後速やかに提出すること)
- (2) 建築基準法に基づく各種手続きに必要な書類(消防法に基づく届出も含む)
- (3) 工事中の写真(隠蔽部分を含む)
- (4) 完成写真
- (5) 契約内訳書(各項目毎の合計が契約額にあっていること)
- (6) 現場代理人届
- (7) 施工体系図
- (8) 実施工程表
- (9) 設計図面 A4折り 製本 1部
- (10) その他発注者が必要と認めるもの

13 検査

受注者は、物件の設置及び撤去完了後に発注者の検査を受けなければならない。その際に物件の瑕疵等の指摘を受けた時は、速やかに修理又は取替等を行うこと。なお物件の賃貸借期間開始までに、必要な検査がある場合には合格をして発注者へ引き渡すこと。

14 仮設物件の維持管理

- ・本物件賃貸期間中は、建物保守・管理のため自社のコールセンター等で緊急連絡体制を確立し、常時(24時間)連絡可能な体制とすること。

15 その他

- (1) 物件の設置及び撤去は、指定する期日までに終えること。
- (2) 受注者は設置した仮設物件について、引渡前に点検を行い使用に支障がないように努めること。
また異常が発見された場合は、受注者の負担において修繕すること。
- (3) 部材・設備の劣化等による破損及び故障等が生じた場合は受注者の負担において修繕すること。
- (4) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を遵守すること。
- (5) 建設及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。
- (6) 霞ヶ浦運動施設管理職員と十分に調整を行い、仮設物件使用に必要な設備等に不備のないように進めること。
- (7) 工事の施工に関し、受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害を賠償すること。
- (8) 自社において設計を行い、かつ自社の仮設部材を用いて、主要構造部の施工を行うこと。
- (9) この仕様書以外に業務の処理に関して必要な事項が生じた場合は、受注者は発注者と協議すること。

16 契約金額の支払条件

令和 6 年度 設置工事完了時点 契約金額の 55%以内の金額

令和 6 年度における業務の履行完了を市が確認した時点 契約金額の 15%以内の金額

令和 7 年度 仕様書に定める内容の履行完了を市が確認した時 契約金額の残額

17 暴力団等不当介入に関する事項

受注者は、業務遂行にあたって、次の事項を遵守しなければならない

(1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

ア 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

イ 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

ウ ア、イの義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

18 障害者差別解消に関する事項

受注者は、業務遂行にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 対応要領に沿った対応

ア この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平

成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

イ アに規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。